

ご購入者 限定

本書の電子版が無料でご覧いただけます!

(2025年3月31日まで)

2023 建築消防 advice

編集 / 建築消防実務研究会

主な改正概要

消防法施行令、消防法施行規則及び関係法令の改正に基づき、主に次の事項について所要の補正を行いました。

- 畜舎等に係る基準の特例
- 二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準

B5判・総頁734頁

定価5,500円(本体5,000円) 送料570円

ISBN978-4-7882-9123-2

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



掲載内容

A 基礎知識

- 消防法の概要
- 火災の予防
- 防火対象物
- 準地下街
- 無窓階
- 消防用設備等
- 消防用設備等の設置単位

B 基本計画

- 消防用設備等の基準
- 消防用設備等の性能規定

C 消防用設備等

- 消火器
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 水噴霧消火設備
- 泡消火設備
- 不活性ガス消火設備
- ハロゲン化物消火設備
- 粉末消火設備
- 屋外消火栓設備

- 動力消防ポンプ設備
- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 漏電火災警報器
- 消防機関へ通報する火災報知設備
- 非常警報器具・設備
- 避難器具
- 誘導灯・誘導標識
- 消防用水
- 排煙設備
- 連結散水設備
- 連結送水管
- 非常コンセント設備
- 無線通信補助設備
- 総合操作盤
- パッケージ型消火設備
- パッケージ型自動消火設備
- 加圧防排煙設備
- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性

- 能を有する消防の用に供する設備等
- 特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等
- 複合型居住施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等
- 特定駐車場における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等
- 消防設備に関連する設備

- 危険物
- 危険物概要
- 製造所
- 屋内貯蔵所
- 給油取扱所
- 消火設備

- E その他
- 火災予防措置
- 工事中の安全対策
- 申請・届出・検査
- 消防設備の点検
- 防火対象物点検報告制度・防災管理点検報告制度
- 融資制度
- F チェックリスト
- 建物用途別設置基準
- G 特例
- 特殊な条件下での消防用設備等の設置
- 合32条によるもの
- 既存防火対象物
- 社会福祉施設等
- 既存の物品販売店舗等
- H 附録
- 消防用機器の取扱い
- 区画貫通できる管類

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

2023 図解建築法規



A5判・総頁1,242頁

定価3,740円(本体3,400円) 送料570円

ISBN978-4-7882-9121-8

(令和5年3月中旬発売予定)

予約販売 受付中

31-1

消防用設備等

消 火 器

内容 (B5判縮小) 見本

令別表第1項目	防火対象物(くわしくは13-1~3)	一般(延面積㎡)以上	地階・無窓階又は3階以上(床面積㎡)以上	令10-1規5の2 令10-3規7-2規8
(1)	イ●劇場等 ロ●キャバレー等 ハ●遊技場等 ニ●性風俗関連特殊営業店舗等 ホ●カラオケボックス等	全部	50	1) スプリンクラー等を設置した場合
(2)	イ●飲食店等 ロ●百貨店等 ハ●旅館等 ニ●共同住宅等	全		
(3)	イ●避難のために患者の介助が必要な病院 ロ●避難のために患者の介助が必要な有床診療所 ハ●病院(1)を除く。有床診療所(2)を除く。有床診療所 ニ●無床診療所 ホ●老人短期入所施設等 ヘ●認知症対応型共同生活介護施設 ト●特別支援学校等	全		
(4)	イ●学校等 ロ●図書館等			
(5)	イ●蒸気浴場等 ロ●一般浴場			
(6)	イ●特定用途を有する複合用途以外の複合用途 ロ●地下街 ハ●準地下街 ニ●文化財 ホ●アーケード			
(7)	少量危険物の貯蔵・取扱	危険物		
(8)	少・危険物	指定可燃物の貯蔵・取扱		

消防設備の点検		その他	84-2
点検の期間・方法について 規3の6、H.16消告9			
消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間	
	総点検	機器点検	
消火器具・消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯・誘導標識・消防用水・非常コンセント設備・連結散水設備・無線通信補助設備・共同住宅用非常コンセント設備		○	6月
屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報器・非常警報器具及び設備・避難器具・排煙設備・連結送水管・非常電源(配線の部分を除く)・総合操作盤・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備・共同住宅用スプリンクラー設備・共同住宅用自動火災報知設備・住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備・共同住宅用連結送水管・特定小規模施設用自動火災報知設備・加圧防排煙設備・複合型居住施設用自動火災報知設備・特定駐車場用泡消火設備		○	6月
		○	1年
配線		○	1年

●点検の実施者(法17の3の3、令36-2)

●点検の内容と方法について(H.16消告9)

●機器点検とは……
次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ確認すること。
(1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
(2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
(3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

●総合点検とは……消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ又は当該設備等を使用することにより設備の総合的な機能を定められた基準により確認すること。

小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の防火対象物の関係者が行う消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設用自動火災報知設備の点検及び報告の実施を支援することを目的として「消防用設備等点検アプリ」が運用されている。(R.3・3・31消防予131)

ご購入者 限定 (2025年3月31日まで)

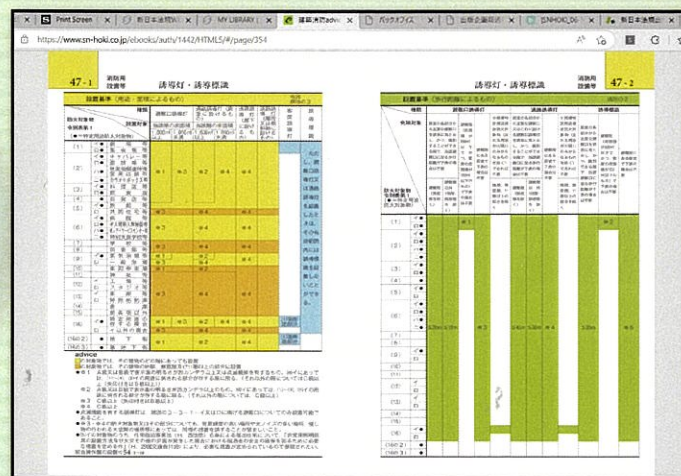
本書の電子版が

無料でご覧いただけます!

パソコン、タブレット・スマートフォンで閲覧可能(ストリーミング形式)

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 全文検索機能付き



見本 (2022年版より)

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務部 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2022.12)1430022Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。